

埼玉りそな銀行 Visa SMB プラン適用に関する特約

本特約（以下「本特約」という。）は、株式会社埼玉りそな銀行（以下「当社」という。）が「埼玉りそな銀行 店頭販売加盟店規約」（以下「加盟店規約」という。）に基づき提供する「りそなキャッシュレス・プラットフォーム 加盟店サービス」並びに加盟店規約及び「埼玉りそな銀行スタートパック加盟店特約」（以下「スタートパック特約」という。）に基づき提供する「りそなキャッシュレス・プラットフォーム スタートパック」（以下両サービスを総称して又は個別に「RCP」という。）における、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa」という。）を提携組織とする信用販売を対象とした SMB プラン（以下「本プラン」という。）の適用条件等を定めるものである。本プランの適用を希望する加盟店又はスタートパック加盟店（以下総称して「RCP 加盟店」という。）は、本特約に同意の上、当社所定の方法により、本プラン適用の申込みを行うものとする。

なお、本特約にて用いる用語は、特に定めのない限り加盟店規約及びスタートパック特約（以下総称して「RCP 加盟店規約」という。）と同一の意義を有するものとする。

【第1条（本プランの内容）】

本プランの内容は以下のとおりであり、RCP 加盟店は、本プランの適用を当社が承認した場合に限り、以下の適用開始時期欄記載の時点から、当社が承認した店舗において、適用料率欄記載の加盟店手数料率にて RCP を利用することができる。

対象サービス	りそなキャッシュレス・プラットフォーム 加盟店サービス りそなキャッシュレス・プラットフォーム スタートパック (ただし、オンライン決済機能を用いた決済を除く)
対象決済ブランド	Visa
適用開始時期	RCP 加盟店による本プランの適用の申込みに関して、当社が次条第1項に定める承認を行った時点以降、当社が任意に指定する時点を適用開始時期とする
適用料率	RCP 加盟店サービス：当社の審査により定める料率 RCP スタートパック：2.10%
適用条件	次条に定めるとおり

【第2条（適用条件）】

1. RCP 加盟店は、本プランの適用を受けるためには、当社所定の適用条件を満たした上で、当社の承認を得る必要があるものとする。なお、適用条件は、以下に掲げる

要件を含むが、これらに限られないものとし、当社は、本プランの適用を承認しない場合であってもその理由を開示する義務を負わないものとする。

(1) RCP 加盟店が「中小企業者」（中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を意味する。）に該当すること。なお、本特約の制定又は直近の改定の時点において、当該「中小企業者」は、以下に掲げるいずれかに該当する事業者を意味する。

(ア) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下（イ）、（ウ）及び（エ）に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(イ) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(ウ) 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(エ) 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) RCP 加盟店が上場会社でなく、かつ、上場会社の持分法適用会社又は連結子会社でないこと

(3) RCP 以外に、Visa での信用販売を可能とする端末を利用していないこと（RCP 以外の端末を利用中であるものの、当社に対し、当該端末の利用を取り止め、RCP の端末に切り替える旨を書面で意思表示した場合を除く。）

(4) RCP 加盟店において、Visa での信用販売の額（直近 1 年間）が、2000 万円以下であると当社が判断すること。なお、「信用販売の額（直近 1 年間）」には、RCP 加盟店が本プランの適用を希望するカード取扱店舗以外の店舗も経営している場合は当該店舗における Visa での信用販売の額（直近 1 年間）を合算したものとする。

(5) RCP 加盟店のカード取扱店舗において、当社が指定する方法により、取り扱うことのできる決済ブランドを表示する店頭掲示ツールを掲示すること

(6) RCP 加盟店が本プランの適用を希望するカード取扱店舗において運営される事業が、当社所定の対象外業種に該当しないこと

2. 以下の各号のいずれかに該当することとなった RCP 加盟店の店舗における本プランの適用は事前の通知なく当然に終了するものとし、RCP 加盟店は、これをあらかじめ承諾する。

- (1) 本プランへの申込みの時点において、前項各号の適用条件（前項各号に記載のない適用条件を含む。以下本項において同じ。）に該当していなかったことが判明したとき
 - (2) 本プランへの申込み後において、前項各号の適用条件に該当しなくなったとき（前項第3号かっこ書きの意思表示をしたにもかかわらずRCP 端末稼働開始後にRCP以外の端末を信用販売に利用した場合を含む。）
 - (3) RCP 加盟店規約又は本特約に違反したとき
 - (4) その他、Visa 又は当社が当該 RCP 加盟店への本プランの適用が不適切と判断したとき
3. 本プランの適用が終了した場合、当社の事務処理完了後速やかに、本プランが適用されていたRCP 加盟店の店舗におけるRCP を利用する際の加盟店手数料は、本プランの適用の申込時に当社に提出した「SMB プラン申込時申告書」記載の本プラン「適用外」の手数料率に引き上げられるものとし、RCP 加盟店はこれをあらかじめ承諾するものとする。
 4. 当社は、本プランの適用が終了した場合、電子メール、RCP 加盟店向け管理画面への表示その他当社が適当と認める方法により、RCP 加盟店にその旨通知するものとする。ただし、加盟店手数料は通知前に引き上げられる場合があり、RCP 加盟店はこれをあらかじめ承諾するものとする。
 5. 当社とRCP 加盟店との間のRCP 加盟店規約に基づく契約が理由を問わず終了した場合、本特約に基づく合意も当然に終了するものとする。

【第3条（表明保証等）】

1. RCP 加盟店は、当社に対し、本プランへの申込みの時点において、第2条第1項各号に定める全ての要件を充足していることを表明及び保証する。
2. RCP 加盟店は、当社に対し、第2条第1項各号に定める要件を充足しなくなった場合には、直ちに通知しなければならない。
3. 第1項の表明及び保証が真実又は正確でないことが判明した場合、又はRCP 加盟店がRCP 加盟店規約若しくは本特約に違反した場合には、RCP 加盟店は、当社に対し、それにより生じた損害を賠償する責任を負う。

【第4条（本プランの終了等）】

第2条第2項の定めにかかわらず、当社は、自らの裁量により、RCP 加盟店に通知または公表することにより、本プランの内容を変更、又は終了することができるものとし、RCP 加盟店は、これをあらかじめ承諾する。

【第5条（その他）】

本特約に定めのない事項については、RCP 加盟店規約の定めに従うものとする。

以上

2026 年 5 月 11 日制定